

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月25日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 南 浩史

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) スルメイカ日齢査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月6日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載するごと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課用度担当
電話 045-788-7626
FAX 045-788-5001
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「(単価契約)スルメイカ日齢査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「(単価契約)スルメイカ日齢査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年7月4

げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) スルメイカ日齢査定業務

2. 予定数量 800 検体 (冷凍)
※この数量の発注を保証するものではなく、増減する可能性がある。ただし、
本予定数量を 100 検体以上下回ることはない。

3. 業務目的 本業務は、スルメイカ頭部標本 (冷凍) から平衡石を摘出して研磨し、日齢査定することにより、スルメイカの日齢に関する知見を収集することを目的とする。

4. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
水産資源研究所

5. 業務期限 令和 8 年 3 月 6 日
原則として標本受領日から 3 か月以内に日齢査定結果等に関して報告するものとする。ただし、12 月受領分は最終業務期限日 (令和 8 年 3 月 6 日) までとする。

6. 業務内容
 - ①試料数量等の受領及び受領報告
水産研究・教育機構 より請負者へ、下記標本発送予定に基づきスルメイカ頭部標本 (冷凍) を発送する。併せて、担当職員より日齢査定に必要な標本数および標本番号表をメール等により連絡する。
請負者は、受領した標本と標本番号表を照合し、メール等により担当職員へ標本受領及び標本受領日 (様式不問) の旨を報告する。なお、標本と標本番号表との不一致等があった場合は、速やかに担当職員に報告し、指示に従うこと。

標本発送予定			
7月	8月	9月	10月
200 検体	100 検体	100 検体	100 検体
11月	12月		
150 検体	150 検体		

※ 但し、変更の可能性あり

②平衡石摘出・固定

すべての頭部標本から左右の平衡石を摘出し、前部面（凹面）が上になるように、左右の平衡石を別のスライドガラス上に、熱可塑性透明樹脂で包埋・固定する。

③研磨

原則、右側平衡石（破損等の場合は左側）について、固定角度を調節し平衡石の暗部（中間部）付近にある乱れた結晶構造をできるだけ削り落とし、核周辺部、暗部、縁辺部の半分前後までを研磨する。研磨後加熱し、平衡石をスライドガラス上で半転（研磨済みの面を下に）・再固定したうえで、後部面（凸面）を研磨する。核から縁辺部外縁付近までの日輪が明瞭に確認できるよう平衡石を研磨する。研磨は両面とも核近くまで行うが、それにより核の欠損、背丘部先端の欠落および核周辺部の輪紋を消失させてはならない。日齢査定が可能な標本の数が指定された数に達するまで研磨作業を行う。必要に応じて透明なマニキュア等で表面のコーティングを行う。

④日輪計数

顕微鏡下またはモニター上で核直後から背丘部方向の縁辺部外縁までの日輪を計数する。1 標本につき日輪計数作業は 3 回以上実施し、3 回の計数結果がそれらの平均の±10%以内に収まるまで計数作業を行う。

⑤結果報告

上記④の査定結果について、担当職員より指示する Excel ファイルに実施した 3 回の計数結果および特筆的な輪紋形成状況等に関する情報を入力し、標本受領日から 3 か月以内に結果報告として随時提出（メール）する。但し、12 月受領分は、最終業務期限日（令和 8 年 3 月 6 日）までとする。また、必要に応じて途中経過の提

出（査定結果および固定・研磨した平衡石プレパラート）を求める場合がある。

⑥成果物

当所より指示した全ての標本査定が完了した後、上記⑤により報告した査定結果をまとめた Excel ファイル、業務の方法（固定に使用した樹脂等の名、研磨シート、日齢査定に使用した倍率等、その他の使用した物品の規格および作業手順）を記載した Word または Excel ファイルを電子媒体（CD-R）に保存し、「スルメイカ日齢査定結果最終報告書」として提出することにより、業務完了とする。

7. 再査定

担当職員が査定結果を検査して再査定が必要と判断したときは、再査定を命じる場合がある。

8. その他

- ① 必要に応じて査定終了後直ちに、固定・研磨した平衡石プレパラートの返却を求める場合がある。
- ② 本業務に係る標本及び成果物の運送経費、スライドガラス等の消耗品は請負者が負担するものとする。
- ③ 固定・研磨した全ての平衡石プレパラート（日齢査定まで至らなかった平衡石サンプル含む）は返却するものとする。
- ④ 詳細については担当職員の指示に従うこと。